

千葉市公園等活用事業者選定委員会の会議の傍聴に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市公園等活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第2条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の決定)

第3条 委員会は、傍聴者を会議の当日に先着順により決定する。

- 2 委員会は、会議の円滑な進行を図るため、傍聴者に対し傍聴要領（別紙1）を配付するものとする。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案し、その都度決定するものとする。

(傍聴席の指定)

第5条 傍聴者は、あらかじめ決められた傍聴席で会議を傍聴するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

別紙 1

傍 聴 等 要 領

千葉市公園等活用事業者選定委員会

- 1 会議の傍聴及び参加者の音声又は映像の聴取又は視聴（以下「傍聴等」といいます。）をする場合の手続
傍聴等の受付は、先着順に行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。
受付開始時間に定員を超えて待機している方がいる場合は、抽選により傍聴者等を決定します。
- 2 会議の傍聴等をするに当たって守っていただく事項
 - （１）傍聴者等（会議を傍聴し、及び参加者の音声又は映像を聴取し、又は視聴する者をいいます。）は、会議の傍聴等をするに当たっては、委員長又は事務局職員の指示に従ってください。
 - （２）会議開催中は、静粛に傍聴等を行うこととし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - （３）会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
 - （４）開催場所において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長又は事務局職員の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - （５）開催場所において、飲食及び喫煙はしないでください。
 - （６）開催場所において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
 - （７）開催場所において、傍聴者は、携帯電話等で会話をしないでください。
 - （８）開催場所において、携帯電話等は、電源を切るか又は、マナーモードにしてください。
 - （９）その他会議の支障となる行為はしないでください。
- 3 傍聴者が２の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

傍聴用資料は、委員会当日時点のものであり、委員会での審議を踏まえ、公表までに内容が変更になる場合があります。
--